

- (4) 新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (5) 新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備を有していること。
- (6) 新生児特定集中治療室管理料又は総合周産期特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。
- (7) 新生児治療回復室入院医療管理料の注1に規定する厚生労働大臣が定める疾患
別表第十四に掲げる疾患

六の四 地域包括医療病棟入院料の施設基準等

- (1) 地域包括医療病棟入院料1の施設基準
 - イ 病院の一般病棟を単位として行うものであること。
 - ロ 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の七割以上が看護師であること。

ニ 当該病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が二名以上配置されていること。

ホ 当該病棟に専任の常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。

ヘ 入院早期からのリハビリテーションを行うにつき必要な構造設備を有していること。

ト 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制が整備されていること。

チ 次のいずれかに該当すること。

① 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅰの基準を満たす患者の割合に係る指数が一割九分以上の病棟であること。

② 診療内容に関するデータを適切に提出できる体制が整備された保険医療機関であつて、当該病棟において、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱの基準を満たす患者の割合に係る指数が一割八分以上の病棟であること。

リ 患者の状態に基づき、当該病棟に入院した日に介助を特に実施している患者を五割以上入院させ

る病棟であること。

又 当該病棟の入院患者の平均在院日数が二十日以内であること。ただし、八十五歳以上の患者の割合が二割を増すごとに一を加えた日数以内であること。

ル 当該病棟において、退院患者に占める、在宅等に退院するものの割合が八割以上であること。

ヲ 当該病棟において、入院患者に占める、当該保険医療機関の一般病棟から転棟したものの割合が五分未満であること。

ワ 当該病棟において、入院患者に占める、救急用の自動車等により緊急に搬送された患者又は他の保険医療機関で区分番号C004―2に掲げる救急患者連携搬送料を算定し当該他の保険医療機関から搬送された患者の割合が一割五分以上であること。

カ 地域で急性疾患等の患者に包括的な入院医療及び救急医療を行うにつき必要な体制を整備していること。

ヨ データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

タ 特定機能病院以外の病院であること。

レ 急性期総合体制加算の届出を行っていない保険医療機関であること。

ソ 専門病院入院基本料の届出を行っていない保険医療機関であること。

ツ 脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ネ 入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ナ 当該保険医療機関内に区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料を算定する病棟を有していないこと。

(2) 地域包括医療病棟入院料2の施設基準

(1)のイからネまでを満たすものであること。

(3) 夜間看護体制特定日減算に係る厚生労働大臣が定める保険医療機関
許可病床数が百床未満のものであること。

(4) 夜間看護体制特定日減算に係る厚生労働大臣が定める日

次のいずれにも該当する各病棟において、夜間の救急外来を受診した患者に対応するため、当該各

病棟のいずれか一病棟において夜勤を行う看護職員の数が、一時的に二未満となった日

イ 看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、患者の看護に支障がないと認められること。

ロ 看護職員の数が一時的に二未満となった時間帯において、看護職員及び看護補助者の数が、看護職員一を含む二以上であること。ただし、入院患者数が三十人以下の場合にあつては、看護職員の数が一以上であること。

(5) 地域包括医療病棟入院料の注5の除外薬剤・注射薬

自己連続携行式腹膜灌流液並びに別表第五の一の二に掲げる薬剤及び注射薬

(6) 地域包括医療病棟入院料の注6に規定する看護補助体制加算の施設基準

イ 25対1看護補助体制加算（看護補助者五割以上）の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

② 看護補助者の配置基準に主として事務的業務を行う看護補助者を含む場合は、一日に事務的業

務を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二百又はその端数を増すごとに一に相当する数以下であること。

③ 当該病棟において、看護補助者の最小必要数の五割以上が当該保険医療機関に看護補助者として勤務している者であること。

④ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

ロ 25対1看護補助体制加算（看護補助者五割未満）の施設基準

イの①、②及び④を満たすものであること。

ハ 50対1看護補助体制加算の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

② イの②及び④を満たすものであること。

ニ 75対1看護補助体制加算の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が

七十五又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

② イの②及び④を満たすものであること。

(7) 地域包括医療病棟入院料の注7に規定する夜間看護補助体制加算の施設基準

イ 夜間30対1看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ロ 夜間50対1看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が五十又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

ハ 夜間100対1看護補助体制加算の施設基準

当該病棟において、夜勤を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が百又はその端数を増すごとに一に相当する数以上であること。

(8) 地域包括医療病棟入院料の注8に規定する夜間看護体制加算の施設基準

イ 夜勤時間帯に看護補助者を配置していること。

ロ 夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

(9) 地域包括医療病棟入院料の注9に規定する看護補助・患者ケア体制充実加算の施設基準

イ 看護補助・患者ケア体制充実加算1の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されていること。

ロ 看護補助・患者ケア体制充実加算2の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する必要な体制が整備されていること。

ハ 看護補助・患者ケア体制充実加算3の施設基準

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

(10) 地域包括医療病棟入院料の注10に規定する看護職員夜間配置加算の施設基準

イ 看護職員夜間12対1配置加算1の施設基準

① 当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十二又はそ

の端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員

の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数には、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

② 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

③ 夜間における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されていること。

ロ 看護職員夜間12対1配置加算2の施設基準

イの①及び②を満たすものであること。

ハ 看護職員夜間16対1配置加算1の施設基準

① 当該病棟において、夜勤を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、夜間に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員数は、本文の規定にかかわらず、三以上であることとする。

② イの②及び③を満たすものであること。

ニ 看護職員夜間16対1配置加算2の施設基準

イの②及びハの①を満たすものであること。

(11) 地域包括医療病棟入院料の注11に規定するリハビリテーション・栄養・口腔連携加算の施設基準

イ リハビリテーション・栄養・口腔連携加算1の施設基準

① 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する十分な体制が整備されていること。

② 口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

ロ リハビリテーション・栄養・口腔連携加算2の施設基準

① 当該病棟に入院中の患者に対して、ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する必要な体制が整備されていること。

② 口腔管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。

七 一類感染症患者入院医療管理料の施設基準等

(1) 一類感染症患者入院医療管理料の施設基準

イ 病院の治療室を単位として行うものであること。